

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行
(当日は、
翌日とする)

目 次

- ◇告 示 保安林の指定の解除
- 〃 〃
- ◇選管告示 昭和四十三年五月鳥取県告示第三百九十四号の一部改正
選挙管理委員会の招集
- 〃 〃
- ◇教委告示 衆議院議員総選挙における立会演説会の関係人の参集
定例教育委員会の招集
- ◇正 誤 昭和四十四年十一月鳥取県公安委員会告示第五十六号中
訂正

告 示

鳥取県告示第六百九十二号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十六条第一項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

昭和四十四年十一月二十八日

鳥取県知事 石 破 二 朗

- 一 解除に係る保安林の所在場所
気高郡気高町大字八束水字新田西屋敷通下二三二二
- 二 保安林として指定された目的
潮害の防備
- 三 解除の理由
指定理由の消滅

鳥取県告示第六百九十三号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

昭和四十四年十一月二十八日

鳥取県知事 石 破 二 朗

- 一 解除に係る保安林の所在場所
東伯郡羽合町大字長瀬字二ノ御建山下一九五三の一(次の図に示す部分に限る。)
 - 二 保安林として指定された目的
飛砂の防備
 - 三 解除の理由
排水路敷地とするため
- (「次の図」は、省略し、その図面を鳥取県農林部林務課及び羽合町役場に備え置いて縦覧に供する。)

鳥取県告示第六百九十四号

昭和四十三年五月鳥取県告示第三百九十四号(豚等の移入を禁止する区

域の指定について)の一部を次のように改正し、昭和四十四年十一月二十八日から施行する。

昭和四十四年十一月二十八日

鳥取県知事 石 破 二 朗

別表を次のように改める。

別表
群馬県邑楽郡

選挙管理委員会告示

鳥取県選挙管理委員会告示第二十二号

昭和四十四年第十回鳥取県選挙管理委員会を次のとおり招集する。

昭和四十四年十一月二十八日

鳥取県選挙管理委員会委員長 加 藤 章

一 日時 昭和四十四年十一月二十九日 午前十一時

二 場所 鳥取市東町一丁目二百二十番地

鳥取県選挙管理委員会委員室

三 議題 立会演説会に関する政党等の意見聴取について

鳥取県選挙管理委員会告示第二十三号

昭和四十四年第十一回鳥取県選挙管理委員会を次のとおり招集する。

昭和四十四年十一月二十八日

鳥取県選挙管理委員会委員長 加・藤 章

一 日時 昭和四十四年十二月三日 午前十一時

二 場所 鳥取市東町一丁目二百二十番地

鳥取県選挙管理委員会委員室

三 議題 衆議院議員総選挙の執行等について

鳥取県選挙管理委員会告示第二十四号

公職選挙法(昭和二十五年法律第百号)第百五十五条第三項の規定に基づき、衆議院議員総選挙における立会演説会の開催計画に関して意見をきくため、次のとおり鳥取県内に主たる事務所を有する政党又はその支部の代表者その他関係人の参集を求める。

昭和四十四年十一月二十八日

鳥取県選挙管理委員会委員長 加 藤 章

一 日時 昭和四十四年十一月二十九日 午後一時

二 場所 鳥取市東町一丁目三百五番地

自治会館第六号室

教育委員会告示

鳥取県教育委員会告示第十七号

定例教育委員会の会議を次のとおり招集した。

昭和四十四年十一月二十八日

鳥取県教育委員会委員長 君 野 秀 三

一 日時 昭和四十四年十二月一日 午後二時三十分

二 場所 鳥取市東町 県教育委員会委員室
 三 議題 (1) 市町村教育委員会教育長の承認について
 (2) その他

正 誤

昭和四十四年十一月鳥取県公安委員会告示第五十六号(道路交通の規制に関する規程の一部改正について)中次の箇所に誤りがあつたので、訂正する。

頁 段 行

四 上 終わりから一 「別表第四の一の4から76までを1ずつ繰り上げる。」を削る。